

☆与謝野町ふるさと応援補助金について☆

寄附申込書でお選びいただける項目の一つ、「与謝野町ふるさと応援補助金」は、いただいた寄附金を与謝野町の地域で活用いただく制度です。

その1 与謝野町ふるさと応援補助金が活用される事業

寄附金が活用される事業の具体例です。

- ①地域で実施される事業（住民主体のイベントや講演会・研修会、地域おこしの事業）
- ②設備整備（地域のみんなが活用できる設備・備品の整備）
- ③地域の安心・安全事業（地域の防災・防犯に係わる事業、安心・安全確保のための事業）
- ④その他、地域活性化に繋がる事業

その2 地域について

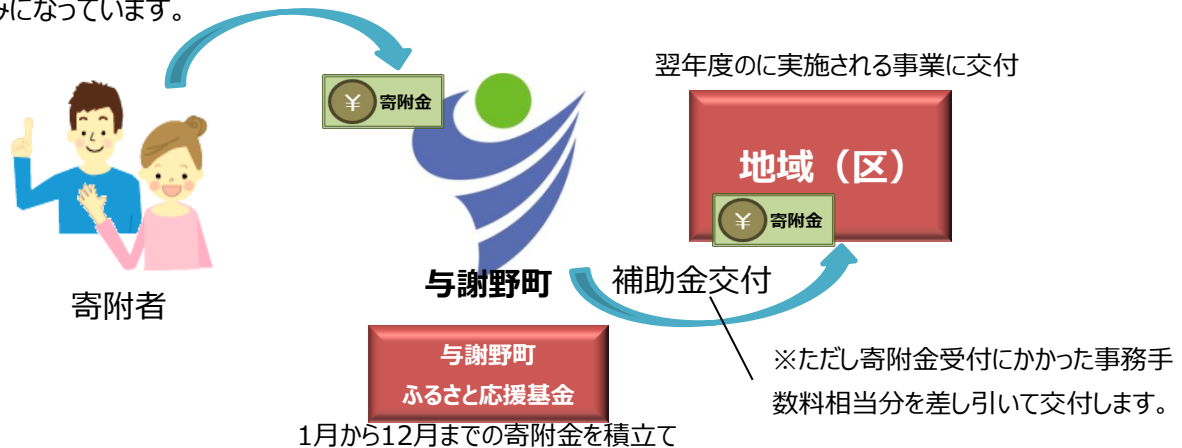
ここで言う「地域」とは以下の区です。

【補助金対象区一覧】

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|------|------|
| 算所区 | 加悦奥区 | 加悦区 | 後野区 | 与謝区 | 滝区 |
| 金屋区 | 温江区 | 明石区 | 香河区 | 石田区 | 弓木区 |
| 立町区 | 浜町区 | 藪後区 | 東町区 | 男山区 | 三河内区 |
| 岩屋区 | 幾地区 | 四辻区 | 上山田区 | 下山田区 | 石川区 |

その3 与謝野町ふるさと応援補助金の仕組み

与謝野町ふるさと応援補助金は、いただいた寄附金を基金に積立てて、翌年度に地域が実施する事業に活用いただく仕組みになっています。



その4 ご注意いただきたい事項

寄附金を「与謝野町ふるさと応援補助金」に活用することを希望される際にご注意いただく事項です。

- ①お選びいただけるのはどの地域（区）に活用いただくかだけです。
⇒寄附金の使途については地域（区）に決めていただきます。ただし何に活用されたかをご報告いたします。
- ②寄附額から寄附受付にかかった事務手数料相当分を差し引いて地域（区）に交付します。
- ③寄附金が事業に活用されるのは翌年度です。
⇒いただいた寄附金は一旦町の基金に積立てて、翌年度に地域で活用いただきます。
- ④「与謝野町ふるさと応援補助金」に活用することを希望できるのは町外在住の方のみです。

以上の注意事項をご理解いただきますようお願いいたします。